

保護者様

群馬県立前橋清陵高等学校長

## 学校で予防すべき「学校感染症」による出席停止の指示について

お子さんは学校において予防すべき感染症のため、学校保健安全法により出席停止とします。つきましては、医師から登校が許可されましたら、下記の「治癒証明書」に記入していただき学校に提出してください。(なお、治癒証明書には文書料がかかることがありますので、ご注意ください。)

また、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、保護者の方が別紙の「療養報告書」に記入して、学校へ提出をお願いします。

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※ 保護者が別紙「療法報告書」に記入して提出
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※ 保護者が別紙「療養報告書」に記入して提出
第三種	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症は群馬県では定めていません	

※学校保健安全法に基づく分類

## 治 癒 証 明 書

群馬県立前橋清陵高等学校長 様

年 組 生徒氏名 (氏名等は保護者の方が記入してください)

病名

出席停止期間 令和 年 月 日( ) ~ 月 日( )

上記の者は、他に感染のおそれなくなりましたので、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 (署名また押印)